

東日本大震災により事業活動に影響を受けている県内中小企業の方へ

東日本大震災により事業活動に影響を受けている県内中小企業者を支援するため、経営安定化サポート資金において「東日本大震災中小企業経営安定枠」を実施しておりますのでご活用ください。（平成31年度末まで）

ご利用いただける方

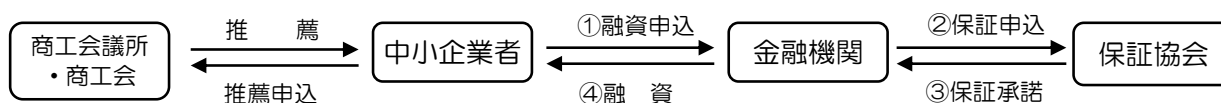
次のいずれにも該当する方

- (1) 県内に事業所を有する中小企業者であること
- (2) 東日本大震災により事業活動に影響を受けており、次のいずれかの要件を満たすもの
 - ① 震災発生後、最近3ヶ月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同時期と比較して10%以上減少しているもの
 - ② 震災発生後、最近3ヶ月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同時期と比較して5%以上10%未満減少しているもの
 - ③ 震災により、売掛債権回収の長期化又は不能が生じているもの
- (3) 上記(1)及び(2)いずれにも該当するものとして、商工会議所会頭又は商工会会長の推薦を受けていること

ご融資の条件

- 融資限度額 8,000万円
- 融資利率 ① 0.7%
②、③ 0.9%
- 融資期間 10年以内（うち据置2年以内）
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保証料率 原則年0.45～1.90%
（担保の有無等に応じた割引制度や、特別な保証料率が適用される場合有り）

融資の手続き



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。
ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお「東日本大震災復興緊急保証」を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索